福島県中学校体育大会　写真事業者の選手撮影許可要項

福島県中学校体育連盟

１　目　的

福島県中学校体育大会の写真撮影（含ビデオ撮影）については，以下の理由により，本連盟に協賛している写真事業者に限って撮影を許可するものとする。

（１）「個人情報・肖像権」保護の立場から，大会主催者として身元の確かな写真事業者（事業実績，撮影方法，販売方法等）を選択し，写真撮影を許可する必要がある。

（２）大会会場で当日撮影許可を取ろうとする事業者と，大会運営本部で混乱が生じている。

（３）多数の写真事業者が撮影している中で，マナーの悪い写真事業者が大会運営に支障をきたしたり，大会の印象を悪くしたりしている。

（４）大会生徒への写真販売にあたっての苦情（自分の写真が他者に広まっている等）が発生している中で，責任をもって依頼できる事業者を選択する。

（５）いかがわしい写真を撮るもの（盗撮）を無くす。

２　対　象

（１）写真販売を行う事業者

（２）卒業アルバム取扱業者は除く　但し，下記手続きの内３（４）・（５）を必ず行う。

（３）保護者は除く

３　写真撮影事業の手順

（１）写真販売を行う事業者については，福島県中学校体育連盟事務局（下記）へ大会２週間前までに「写真撮影許可申請書」を提出する。（４　申請書類　参照）

（２）県中体連事務局は，撮影を許可する事業者に対して撮影許可証を大会１週間前までにＦＡＸで送る。

（３）県中体連事務局は，写真事業者一覧表を作成して，大会１週間前までに地区中体連事務局へＦＡＸで送る。

（４）写真事業者は，大会前に大会事務局と連絡を取り，会場での撮影方法等の打合せを行う。

（５）写真事業者は，大会当日に大会本部へ撮影許可証を提示して受付をする。また，撮影に関しての最終打合せを行う。

（６）写真事業者は，撮影用ビブスを受け取り，これを着用して事業に従事する。

（７）写真事業者は，事業終了後の連絡，販売方法等について大会事務局と確認をとる。

４　申請書類

（１）申請書・・・福島県中学校体育連盟から受け取る。（ホームページからダウンロードする。）

（２）添付書類

ア　会社概要　　イ　個人情報保護方針　　ウ　撮影計画（方法・人員等）　　エ　販売方法

【写真事業者の義務】

（１）利用目的の特定

（２）安全管理に関する措置

（３）従業員・委託先の管理監督

（４）第三者への提供制限

（５）本人からの開示要求への対応

（６）苦情処理

５　大会協賛

（１）大会協賛は大会の目的を理解し，大会運営への協力を実行することをいう。

（２）大会協賛金額は１口５，０００円とし，１種目につき２口以上とする。協賛金については，大会当日の受付の際に大会本部へ納付すること。

６　その他

インターネットを利用しての写真販売は禁止とする。（ＩＤ・パスワードを設定しての販売であっても不許可とする。）

|  |
| --- |
| 福島県中学校体育連盟　事務局  〒９６０－８２１４　　福島市古川４４－２  福島市立福島第三中学校内  ＴＥＬ　０２４－５３１－２５９０ |

令和　　年　　月　　日

　福島県中学校体育連盟会長　様

申請者 住　　所

会 社 名

責任者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

TEL　　　　　　　　　　FAX

令和　　年度福島県中学校体育大会写真撮影許可申請書

福島県中学校体育連盟主催の福島県中学校体育大会に協賛する　　　　　　　　　　　　　は，

福島県中学校体育大会の参加生徒の写真撮影をいたしたく，写真撮影許可について申請いたします。

記

１　日　時 　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　 年　　月　　日

２ 競技種目・会場・撮影日程・撮影者人数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 競技種目 | 大会会場 | 撮影月日・日程 | 撮影者人数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３　添付書類

ア　会社概要　　　　イ　個人情報保護方針　　　　ウ　販売方法

撮　影　許　可　証

様

福島県中学校体育連盟会長　　　　　　　　　　　　印

貴社へ福島県中学校体育大会の生徒写真撮影を許可します。

但し撮影・販売にあたって，福島県中学校体育連盟写真撮影許可要項に従わないことや，個人情報の保護に関する法律の違反，個人のプライバシーの侵害等発覚した場合は許可を取り消し，その責任はすべて貴社がとるものとします。また，大会運営等に支障を来す場合も許可を取り消します。